

時櫻花落于御盞、天皇異之、則召物部長眞膽連詔之曰、是花也、非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長眞膽連獨尋花獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、即爲宮名、故謂磐余稚櫻宮、其此之緣也、
〔日本書紀十九卷〕八年二月、幸于藤原察衣通姫之消息、是夕衣通郎姫戀天皇而獨居、○中明日天皇見井傍櫻華而歌之曰波那具波瓣佐區羅能梅涅許等梅涅波椰區波梅涅搏和我梅豆留古羅皇后聞之且大恨也、

〔日本紀略四村上〕康保二年三月五日丙子、諸卿著陣座、翫南殿前新移櫻樹、有詠歌盃酒絃管之興、少內記大江昌言記小序、權大納言師尹朝臣以下於仗座翫之、右近將監尾張安居奉仕律呂舞、
〔古今著聞集草木〕宇治殿、四條大納言公任卿と、春秋の花いづれかすぐれたると論せさせ給ひけり、春はさくらをもて第一とす、秋は菊をもて第一とすと、宇治殿仰られければ、大納言梅の候はんうへは、さくら第一にてはいかゞ候べきと申されければ、梅と櫻との論に成て、自餘の花のさたは、つきになりにけり、大納言恐をなして、つよく論じ申されずながら、猶春のあけぼのに、紅梅の艶なるいろすてられがたしと申されける、優にぞ侍ける、江記に見えたり、

長元元年十二月廿二日、昭陽舎のさくらを一本、清涼殿ひがしきたの庭にうつしうるられけるに、殿上人どもおりたちてふみいためけり、いと興ある事也、むかしはかやうにあちこちほりわたし、又はじめてもうゑられける、ちか比はかぎりある木の外は、うへらる、事もなきにや、長治二年後二月二十日あまりの比、内の女房殿上人せうく花を見侍りけるに廿三日に一枝ををりて奉るべきよし、天氣ありけれ共、日くれて奉らざりけり、其うらみ有とて、次の日左右をわかつて花を合られけり、左方の人々櫻の枝を折て、ゑもん陣の後にうつしたて、五枝をえらびても參けり、備後介有賢朝臣、柏子取て櫻人をうたひけり、管絃をもつけ侍けり、此花を泉の御所にうつしうて、つり殿にて御遊有けり、右方花をそかりければ、上達部五人をつかはされ